

第10回

越谷市教育委員会議事録

令和4年 9 月29日

定例会

令和4年第10回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和4年9月29日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会9月29日 午前10時00分
 閉会9月29日 午前11時35分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼 指 導 課 長	小野寺 秀 明
生涯学習課長	木 村 和 明	学務課長兼 小中一貫校 整 備 室 長	磯 山 貴 則
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
		教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
		給 食 課 調 整 幹 兼 第三学校給食 センター所長	平 野 浩 孝

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	濱 田 尊 則
----------------	---------

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより 9 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、教育長専決第 23 号から第 25 号、第 32 号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

◎第 30 号議案 「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 それでは、第 30 号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第 30 号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の 15 ページをお開きください。

第 30 号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 29 日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、資料「新旧対照表」の 1 ページをご覧ください。

今回、法律及び埼玉県の「職員の育児休業等に関する条例」、「埼玉県立学校職員服務規程」等の関係法令が一部改正され、育児休業及び子の誕生日から 57 日間以内に取得する育児休業、いわゆる産後パパ育休が原則 2 回まで取得可能となり、また産後パパ育休につきましてはその請求期限が育児休業をしようとする期間の始まる日の 1 月前から 2 週間前に変更されました。

これを受けまして、本規程に定めております育児休業等の請求期限を、下線部分のとおり追加をし、3 ページ以降になりますが、別表等につきましても埼玉県と同様に変更するものでございます。

また、この規則は令和 4 年 10 月 1 日から施行し、改正前の様式につきましては当分の間、調整

をして使用できることといたします。

第30号議案についての説明は以上でございます。

吉田教育長 これより本案に対して質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

10月1日から施行するとなっておりますが、該当する職員は何人ぐらいいるのか分かりますか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今現在の育休の取得数につきましては、令和4年度で、男性教員は小学校1名、中学校1名ということで、この産後パパ育休を含めて取得している状況でございます。

吉田教育長 周知されているのかどうかという確認をお願いします。

学務課長。

磯山学務課長 学校系ネットワークの学務課キャビネットに、この内容について保存しておりまして、いつでも職員が見られるということで周知しているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 見られるというだけではなくて、ちゃんと周知をしてください。

学務課長。

磯山学務課長 しっかりと周知をまいります。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第30号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第31号議案 「令和5年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」

吉田教育長 続きまして、第31号議案「令和5年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第31号議案 令和5年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きいただきたいと存じます。

第31号議案 令和5年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

令和5年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

令和4年9月29日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和5年度当初人事異動を行うに当たり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の25ページをご覧ください。人事異動の方針は、毎年、埼玉県教育委員会が定めた人事異動の方針を踏まえ決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら、人事異動の事務手続を進めております。

1の基本方針ですが、以下の方針が示されております。

(1) 適材を適時に適所に配置すること。

(2) 人材育成を期すること、異動は最大の研修であるとも言われております。

(3) 地域差・学校差を是正すること。

(4) 全市的・長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施し、本県・本市教育水準の向上を図ること。

(5) 新採用教職員は、人材育成や学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努めること。

(6) 再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること。

(7) 女性教職員の積極的な登用に努めること。

(8) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めること。

等が掲げられています。

2の転任・転補ですが、1の基本方針を受けて、魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること、教職員組織の充実を図ること、新規採用後早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行うこと等、5項目が掲げられております。

なお、補足といたしまして、令和4年度当初人事異動方針では、新規採用後5年以内の異動となっておりましたが、令和5年度当初人事より、6年以内に変更となりました。

会議要項26ページになりますが、その他、3の登用、4の人事交流が示されております。

来年度に向けまして、これらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めて参りたいと存じます。

校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりに繋がる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

第31号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口委員 ご説明ありがとうございました。先ほどのお話の中にありました2番の転任、転補の(4)、同一校勤務年数の長い者については積極的に異動を行うについて、5年から6年に変更になったということでしたけれども、これは県の方針がそのように変わったということで理解しているのですけれども、今までは3年から5年の間にということになっていました。その3年については特に変更はないということによろしいのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 3年から6年ということによろしく願いいたします。

野口委員 続けてよろしいですか。

吉田教育長 はい。

野口委員 さらに、この転補について5年から6年にした理由というのは何かお示しいただいたのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 中学校では、3学年をサイクルとして学級担任を配置する場合が多く、5年以内に異動という現行の制度では教員の配置に不都合が生じるという課題があったということです。それ以外にも、地理的条件等により学校毎に教育環境の違いがあるため、経験人事対象者の意向に偏りが生じてしまって、地域により新採用教職員の配置数に差があったり、特に中学校においては教科の採用数等に差があり、人事異動が成立しにくいという状況などの課題がございました。このような課題を少しでも解決するため、経験人事の対象年数の上限について変更になったということでございます。

このことにより中学校において3年をサイクルとした教員の配置が可能になる。また、小学校においては6年間の子どもの成長を見届けることができる。さらには、初任校において担任の経験が増えることで、2校目においてスタートから活躍できる素地を身につけることができるものということで説明されています。

以上でございます。

野口委員 ありがとうございました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 人事交流のところで、教職員組織の活性化を図るために、小学校・中学校、義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行うとあるのですけれども、現在具体的に行われているようなことがありましたら、教えていただきたいのですが。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 小学校と中学校の期限付の人事交流というものがあります。また、あるいはジョイ

ントプランというもので、中学校の教員が小学校の高学年を担当する、5年生、6年生と担任をして元の中学校に戻る、あるいは高等学校や特別支援学校との交流ということでも人事交流を示されているところでもありますので、人事方針を示すときには教職員にしっかりと周知をして、それぞれのライフスタイルに応じた、また希望に応じた人事交流ができるようつとめてまいります。

以上でございます。

吉田教育長 人事交流を行う場合は、小中、特に講師間の免許の関係がありますので、それをクリアできることが必要になります。

他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 基本方針は県の方針に基づいているわけですが、越谷市教育委員会から発出になっています。その中で基本方針の（１）とか（２）、（４）には、本県並びに本市ってなっているのですが、市の方針としても、県の教育界の活性化も図るという方針で実施するということなのでしょう。そうすると、例えば基本方針の（４）なのですが、「本県並びに本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から」と書いてありますけれども、ここには全県とは入ってないのです。この県と市のすみ分けというのが少し分かりづらかったので、説明していただきたいのですが。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 教職員の身分につきましては、県費負担教職員ということで、県の職員でありながら市立小学校に勤務しているということもございます。ですので、人事異動につきましては当然他市との関わりもあるということから、全県的な視野、つまり埼玉県全体の教員ということもございますので、全県的、本県並びに本市教育ということになります。その上で、いわゆる市外に出る異動もあれば、市内での転補の異動もありますので、全市的視野からということで表記をしております。

以上でございます。

吉田教育長 以前は県のまま、県の方針として伝えていたのですけれども、それではおかしいだろうということで、越谷市教育委員会、ほかの市でもそうですけれども、本市でと変えたもので、当初幾つか文言の整理の仕方について少しおかしな部分がありましたので、ご指摘を受けたところなんです。ですので、これは他市の状況とかも踏まえて、もう一度精査する必要がある場合は精査いたします。

他にございますでしょうか。

今改めて行う場合、もう一回差し替えて提案しなくてはならないと思いますので、今後ということで、よろしいですか。

磯山学務課長 はい。

〔「私もそれで賛成です」と答える者あり〕

吉田教育長 よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第31号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他 「令和4年9月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和4年9月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、令和4年9月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページ及び32ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、9月1日から9月28日までの28日間にわたりまして、9月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、33ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては3件が上程され、損害賠償額を定め和解することについて及び令和4年度越谷市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。また、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結についてにつきましては、賛成少数により否決されました。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように9月7日から9日及び12日の計4日間にわたりまして、市政に対する一般質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の33ページ中段から34ページのとおり、12人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、9月14日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項等は、会議要項の35ページ及び36ページのとおりでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただきまして、ご了承賜りたいと存じます。

令和4年9月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口委員 ご説明がございました第65号議案につきましては、情報提供等ご報告をいただいできて

いたのですが、今回、否決されたということで、大変残念に思っているところなのですけれども、恐らくこれから児童や生徒、あるいは地域、保護者への影響も考えられますので、できるだけその影響が少なくなるようにご努力いただければと思います。

以上です。

吉田教育長 学校教育部長。

青木学校教育部長 この議案につきましては、子どもたちの教育環境を整備する上で非常に重要な事案だと考えております。したがって、市長部局とも十分に連携を図りながら、子どもたちの影響を最小限にとどめる方向で、できるだけ早期に実現ができるように協力して取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、保護者、地域のご理解、ご協力というのは欠かせませんので、今後速やかに保護者に対する説明会、地域に対する説明会等も行いながら、ご理解を賜っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 33ページ以降の一般質問をそれぞれ見ていると、重要な項目がいっぱい並んでいて、参考になりました。ただ、少し分からなかったのが3人目の方ですか、学校議会というのが出てくるのですが、PTAの現状と学校議会というのがあって、この学校議会って何だろうと。答弁書も読ませていただいたのですが、少し分からなくて、学校運営協議会みたいなものを言っているのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 質問の趣旨なのですが、学校で発生する問題点、例えばいじめとか暴力行為などが発生した際に、保護者、児童・生徒、教職員で意見を出し合う学校議会というものを各学校に設置することで、教育活動がスムーズになるのではないかというお話でございました。具体的なイメージとしては、例えば始業式の日など、式が終了した後に、保護者の方で希望がある方に体育館に来場していただいて、教職員も集い、みんなでその問題について話し合うというようなご質問の趣旨でございました。

以上でございます。

吉田教育長 内容によっては個人情報に関わるようなことが出てきてしまいますので、なかなかそういう形での議会といいますか、会議というような形は取りづらいということで、そういう趣旨で答弁させていただきましたところ、特に再質問はなかったということでございます。

東委員 了解です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 同じ文脈で少し気になったのが、学校のＩＣＴ化についてという質問事項で、学校からのプリント、連絡帳などの電子化の現状についてという質問になっています。ＩＣＴというのはコミュニケーションテクノロジーなので、単純に電子化だけではないと思ったのですが、この辺はどうだったのでしょうか。現状としては、プリント、連絡帳の電子化だけではなく進行していると思うのですが、答弁ではアプリのことが紹介されていました。これ以外にも色々を行っているのではないかと思います。補足でご説明いただけないでしょうか。

吉田教育長 学校のＩＣＴ化については、いろいろな角度からご質問いただいた経緯がございます。今回については、ここに特化してということだったと思いますが。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 お答えいたします。

ただいまのＩＣＴ化につきましては、東委員ご指摘のとおりでございまして、コンピューターを使っただけのコミュニケーションだけではなくて、直接会って、あるいは電話で、あるいは子どもを交えた保護者、教員、３者で等々、様々なものがあるかと思われます。

９月定例市議会での質問の趣旨といたしましては、昨年度の一般質問の中で、保護者が電話をかけたくても夜かけられないとか、朝出勤前にかけたくても留守電になっていて学校に連絡がつかないような、少し困っている事情があり、保護者がいつでも正確に、学校にＩＣＴ機器を使って連絡ができるような連絡アプリのようなものを導入してほしいと要望したが、その後どうなっていますかという質問でございました。教育センターといたしましては、年度当初に予算を計上しまして、学務課の保健担当との連携を取りながら、様々な機能を保護者がスマホやパソコンから学校の指定された職員、例えば校長や教頭、主幹教諭等の職員に連絡ができるアプリを導入できる状況です。具体的には今後、１０月４日の校長会で再度説明をし、その後に使い方の研修を職員に周知し、保護者にも丁寧に手紙等で説明し、本年度は現在行っている学校Ｃｉｔｙメールと併用しながら運用し、来年度４月１日から完全に保護者アプリのほうを使っていくというところでございます。

ちなみに、補足でございますが、今まで学校Ｃｉｔｙメールですと、一方的に学校から連絡を保護者に送っていたのですが、今回導入するアプリは、保護者が少しうちの子に熱があるので休ませたいとか、今日は学童には行かせずに帰してほしいとか、そういうような双方向の連絡もできますし、学校からは特定の方に対しての連絡もできます。また、例えば私も学校現場で経験があるのですが、緊急の手紙を夕方５時に配らなくてはいけない、そういうときにどうしても紙媒体で配れないときに、手紙を添付するような機能もあります。今年度は学校Ｃｉｔｙメールと併用して使い、令和５年４月１日より本格運用となります。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

東委員。

東委員 大変よく分かりました、ありがとうございます。

この他にも、不登校対策と教育相談体制の充実というすごく重要な質問もされていて、コロナ禍の中でICTとかSNSの活用というのは相当進んだと思います。いろいろな課題を抱えてはいて、それだけで完結は難しいと思いますけれども、ICTやSNSを活用した相談であるとか、意思表示であるとか、今後実施をしながら課題を洗い出して、検討していただきたいと思います。

吉田教育長 ご指摘のとおり非常に難しい問題でございまして、総合的なプロジェクトチームをつくりながら、このことについては対応しているところなのですが、現実としてなかなか不登校率が減少していかないという状況もございしますので、引き続き努力させていただきたいと思っています。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

吉田教育長 ないようですので、他になれば以上を踏まえて進めていってください。

◎その他 「令和4年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和4年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について」

吉田教育長 続きまして、「令和4年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和4年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、令和4年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和4年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。なお、2つの会議は相互に連絡しておりますので、一括して説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてでございますが、本連絡協議会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に係る機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。第1回の本連絡協議会は、令和4年7月19日火曜日午前9時30分から、越谷市役所第2庁舎3階教育委員会室にて、委員9名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はありませんでした。

本会議は、中段に掲載しております、次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から昨年度におけるいじめ防止等に関わる対策の実績について説明を行いま

した。次に、今年度におけるいじめ防止等に関わる取り組み等について説明を行いました。それぞれ説明を行う中で、いじめ等の防止についての協議及び各委員の所属する機関や団体のいじめ防止を中心とした取り組みについての情報共有が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、同ページの6、議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の46ページをご覧ください。いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。なお、本委員会はいじめによる心身への重大な被害など重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと、いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであることという役割や特徴があることを補足いたします。

第1回の本委員会は、令和4年8月9日火曜日午後1時30分から、越谷市役所第2庁舎3階教育委員会室にて、委員4名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はありませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から昨年度における児童生徒問題行動調査の結果及びいじめ防止等の取り組み結果について説明を行いました。次に、今年度の越谷市いきいきアンケート、トラブル相談ホットライン等の結果及び今後の取り組みについて説明を行い、それらを踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について協議が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、こちらも同じページの6議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

令和4年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和4年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 37ページから53ページを見まして、本当にたくさんの取り組みをされていて、大変ありがたいと思いました。子育ての経験を通して、いろいろな話を聞いた経験からなのですが、50ページ中ほどのいきいきアンケートの項目にもあるような、「からかい、悪口を言われることがある」「クラスや集団に入れてもらえなかったり無視されたりすることがある」「遊ぶふりしてぶつかられたり、けられたりすることがある」といったようなことをされたとき、どうすればよいのかが分からないというお子さんも少なくないように感じております。昔は兄弟がいたり、放課後外で

近所の子どもたちと一緒に元気に遊んでいるような中で、自然に学んでいった子どもも多かったのですが、今は少し変わってきたのかなと感じております。もちろんされたらどうすればよいかの答えは一つではないと思いますし、例えば嫌だという気持ちを相手に伝えるなどあると思いますが、どうすればよいか分からないというお子さんがいるということや、そういった子どもには例えばどうしたらよいかの例を教えてあげるというような視点も大切なのではないかと思います。そのような取り組みも必要なのではないかと感じております。

以上です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 学校で様々な取り組みを行い、いじめ防止を進める中で、まずはいじめの定義について、教職員も子どもたちも、しっかり確認をして進めていくことが大変重要となっております。そこで、年度の初めに各学級の中でとか、全校朝会での校長先生の話など、様々な取り組みの中でそこを確認します。その際に、子どもたちに何かそういう困ったことがあった場合には、どのような対処をするかということ、常々案内しており、タブレットを使った相談とか、直接先生に話すとか、アンケートを配りますとか、教育センターの相談体制なども含めて説明しているところでございます。お一人お一人の子どもたちの状況や家庭環境も様々な状況がございますので、様々な相談窓口のシステムをつくりまして、その子になるべく声を上げることができるように進めているところでございます。

47ページの下段にございますように、一番子どもたちのいじめについて認知したものが、小中学校ともに学級担任に相談したということがございます。ですので、やはり身近にいる担任に言うことが、さっき起きたことも、昨日起きたことも含めてなのですが、子どもたちはそこを頼りにしているかと思しますので、教員の聞く体制を整えるとともに、様々なツールを使いながら、子どもたちの悩み、困り事を受け止めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 生徒指導主任等を集めて会議が持たれているようですから、今荒木委員からご意見があったような、どう対応していいか分からない子どもたちに指導をしてもらうよう、担当から各学校の生徒指導主任にお願いしてください。

荒木委員。

荒木委員 ご説明ありがとうございました。

相談体制を充実する、先生方が相談に乗ってくださるなど、大変充実していてありがたいと思っております。私が申し上げましたのは、その相談する前というのでしょうか、実際にそのことが行われたら瞬時にどうするか、そういった子どもたちが、昔ですと恐らく自然に身についたことが多かったと思われるようなことが、今は社会背景などもありまして難しく感じているお子さんも少なくないように感じております。そういったお子さん自身の瞬時の対応に関して教えてあ

げるなどの取り組みを、今後お願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 大変失礼いたしました。

その問題が起きたときの子どもたちの対応ということなのですが、道徳などでは、話の中にそういう場面が出てきております。一つの例なのですが、そのことを通して子どもたちとどのように行動すべきかという考え方を話し合ったりするというような具体的な場面がございます。また、学級活動の中では、具体的に言葉とか、行動とか、言動を取り出して、担任がクラスの実態を捉えたテーマを基に進めていくという取り組みがございます。例えば、何年何組のNGワードを決めましょうとか、どんな言葉を使うと友達といい関係ができるのかという話などを進めていく場面がございます。そのときに、具体的な事例を子どもたちの中で話し合っていく場面が出てまいります。全ての場面というわけにはいかないのですが、確認をするということで進めておりますので、未然の防止、そういう言葉、言動を言わないということと、言われた場合にはどのように対応するか、またそういうことが起きてしまった場合には、どう自分の困った気持ちを解消していけばいいのかというところまで説明して、進めていくことを行っております。

今いただいたご意見につきましては、校長会、または生徒指導主任会を小学校、中学校、または合同で年間を通じて行っておりますので、発達段階に応じました、そのような対応につきましてもしっかり確認するように、教育委員会として指導していきたいと考えております。

吉田教育長 まず、いきいきアンケートでそういう訴えがあったら、学校側で認知するようにということで、例えば学校では教育相談をしながら、これは無記名のアンケートですから、誰が書いたか分かりませんので、そういうところで子どもたち一人一人と教育相談を展開しながら訴えの内容を聞き出して、認知できるものを認知していくというところからまた始めてください。その際、今ご指摘のあったようなことについて、再度教育委員会から生徒指導主任に対して指導するように働きかけをしてください。

小野寺指導課長 はい。

吉田教育長 よろしいですか。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 非常に有意義な質問と答えを聞けて、私もすごく気になっていたところだったので、安心いたしました。やはりいじめって、これがいじめですよとある程度パターン化されると、そこから外れるようないじめもどうしても出てきてしまうように思います。ですので、いじめの認知率は学校によって違いがあると、47ページの市内小中学校のいじめ認知件数について、いじめの認知については学校間の差がとても大きいという記載があります。これがいじめだということか

ら漏れてしまうようないじめが、本当はあるのではないかということはすごく懸念しています。ですので、先ほど道徳の時間でという話をいただいたと思うのですが、いじめというのがどういうものなのかということについて、これがいい、これがいけないという答えを用意するのではなくて、考える機会というのを大事にしていってほしいなと思います。特に決して悪いことではないと思うのですが、いじめの認知件数が少ないところについては、本当にそういったことがないのかどうなのかということはやはり気にしなければいけないと思いますし、道徳教育の中でのいじめについての話し合い、子どもたちの話し合いがどんなふうに行われているのかということは、指導課においても少し気にしていただけたらなと思いました。

吉田教育長 いじめの認知件数については、いきいきアンケートでいじめられていると訴えている数があるにもかかわらず、なかなか認知件数が増えてこない。無記名にすると出てこないこともあるのですが、先ほども申し上げましたが、生徒指導主任を集めての会議等でも、あるいは校長会でも何度となく言ってきております。そういうことがあったからかもしれませんけれども、このところで認知件数が増えてきておりますので、今後そういった活動をさらに続けていくよう、指導していきたいと考えております。

指導課長。

小野寺指導課長 いじめの認知件数でございますが、文部科学省が言っているように初期段階のものをということで進めております。本市としましては、さらにいじめの芽ではなくて、いじめの芽はいじめであるというふうに捉えて、いじめの芽だからという言葉で終わらせないように指導しているところでございますので、初期段階、本当に芽という認識をなくしてということで取り組んでいます。

平成30年度はいじめ認知件数は、年間で350件でしたが、昨年度、令和3年度は1,237件認知できたということで、いじめの認知件数は増えることが大変重要である、数が増えることが重要であるということで進めております。教員をはじめ保護者や子どもたちのほうも、いじめが増えるということは少し戸惑っていますが、認知する、初期段階から見つけるということで進めております。本年度、令和4年度は1学期末の段階でもう既に737件認知している状況で、平成30年度を超えて認知しているという状況がありますので、引き続き進めてまいりたいと考えております。

あと、いじめとは何なのかということで、定義としましては、法で定められているものの言葉がなかなか難しいものになっておりますので、子どもたちには、今話題に上がっておりますいきいきアンケートの中で、問い3から問い10のところが全部いじめに関するものなのですが、これがいじめであるということを示しております。例えば問い3でいいますと、冷やかしかからかい、悪口や脅されることを言われることがあるとか、あと問い5では遊ぶふりをしてぶつかられたりたたかれたり、けられたりすることがあるなど、具体的に定めたものがござい

で、これがいじめであるという、発達段階に応じたいじめの概念も伝えながら、具体的な内容も示して教職員や子どもたちの理解をとということで進めています。また、忘れてはいけないことで、パソコンや携帯、スマホというものも、この項目の中の8番に入れていますので、引き続きこの内容を充実させていきたいと考えています。

以上でございます。

吉田教育長 ヤングケアラーについても追加するという話であったように思いますが。

指導課長。

小野寺指導課長 報道等でも話題に上がっておりますヤングケアラーについて、困っているお子さんがいらっしゃいます。本年度は、そういう家庭での悩み事、もちろん友達関係、学校のこともそうなのですが、これらを発信できるホットラインを開設させていただきましたが、毎年6月に行うアンケートでもヤングケアラーの項目を、今問い11まであるのですが、問い12として新たに追加して、来年は実施する予定になっております。そこでも、子どもたちの悩み、または困り事を捉えて、関係機関と連携しながら対応していきたいと考えています。

以上でございます。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 いきいきアンケートの結果を、学校の道德の時間とかホームルームとかで、子どもたちで討議させるようなことはあるのですか。そのアンケート結果というのは、大人たちが知るものなのか、子どもたちもそれは共有しているものなののでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 まず、このいきいきアンケートを実施する際に、教育委員会から文書を発出しまして、学校の職員会議や打合せ等で、いきいきアンケートの意義と、その後の活用について管理職や生徒指導主任が、まずは教職員に周知する形になっております。実際にアンケートを実施し、結果が出てきた後、子どもたちに対応するケース、教師が教育相談とか生徒指導担当と対応するケースという形で行っております。

また、補足の説明になりますが、毎月の月例報告ということで、いじめ等の報告を教育委員会で全ての学校から集めている状況がございますので、今どのようなことが学校で起きているのか、もう解決済みなのか、まだ解決していなくて対応しているのか、場合によっては教育委員会が支援をする必要があるのかということを、月ごとに確認しながら、早期対応が遅れないように進めているところもございます。もちろん学校では月例報告を待たずに、大変重要だと思う案件につきましては、個別に教育委員会に連絡があって対応するというところもございます。

以上でございます。

吉田教育長 いきいきアンケートにつきましては、共通理解を得て行っているのですけれども、その活用について教育委員会から指導することは行っていません。内容によっては個人情報も含ま

れておりますので、その扱いについては一概に統一して行うというのは難しいかなと思っていますので、学校にお任せする形になるかと思います。

ただ、山口委員の思いにつきましては、しっかりと伝えられるようにしておいてください。

小野寺指導課長 分かりました。

吉田教育長 要するに、いきいきアンケートを行ったらクラスにこんなにいじめを訴えている子がいた場合に、それをアンケート調査の結果から活用して、指導に生かすというようなこともあってもいいのではないのかということですよね。

他にございませんでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今2つの会議の報告を聞きまして、本当に様々な取り組みが行われているということは分かりました。いきいきアンケートも、ただ行うだけではなくて、その後の分析の中で複数回答の箇所を組み合わせると、こういうことが分かったというような分析をしていたり、学校によってはアンケートの後に2者の個別面談を行ったり、さらにいじめがあるのかないのかというところを酌み取っていこうというような対策など、本当に現場や教育委員会の方々は大変だなと感じました。

また、早期発見とか、未然防止策とか、そういうところも本当によく考えられて、取り組まれているなと思いました。その中で1点教えていただきたいのですが、いじめ防止対策推進法の中に組織的に対応するようという内容があったと思うのですが、越谷市にはいじめ問題対策連絡協議会と、いじめ防止対策委員会という2つの組織があるかと思います。特に気になっているのが、いじめ防止対策委員会のほうなのですが、4名となっていますが、委員は4名なのかというところと、恐らくこの委員会が実質の実行部隊といいますか、何か重大ないじめが起きたときには調査等に関わる委員会かと思うのですが、9月18日の読売新聞の調査で出たのですが、主要な自治体の教育委員会にアンケートを取ったところ、いじめ関連に対応している部署の職員が全員、教員出身者であったのが約53%であったという記事があったのですが、越谷市はどうなっているのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 恐れ入りますが、資料の46ページをご覧ください。4の出席者のところで、1名が欠席し4名の出席ということになっておりますが、委員は5名で構成されております。

この委員会は、先ほど申し上げましたように重大事態の対応ということを兼ねておりますので、要綱の中で弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、そして学校のことをよく分かっております退職校長の5名ということで、専門的なお立場からご指導、ご意見をいただきながら進めていくという構成になっております。

また、先ほどの新聞記事についてですが、県からも同様の照会があり、本市につきましては、

今正確な数字は申し上げられないのですが、全体では50名以上の職員が担当しております。その中には行政職や指導主事など教員免許を持ち、学校で教員としての勤務経験がある者、臨床心理士などの心理の専門家、スクールソーシャルワーカーなど福祉の専門家もいて、様々な立場、または専門の立場の方で構成され人たちが対応しているというところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 とても安心いたしました。ありがとうございます。

あと一点、要望なのですけれども、これは常々思っていたことなのではございますけれども、子どもの立場に立ったときに、いじめを受けていて困っているときに、ここにも書かれてありますがやはり無記名であっても書けない、いじめを受けていることが書けない、そういう子どもたちの窓口は、ホットダイヤルといった電話やつながりハートポスト等があるのとかと思います。その他では、51ページにSNS相談窓口「子どもつながりSNS相談@越谷」があると思いますけれども、これは確か夏休みの終わりの期間からの一定期間、SNSを使って児童・生徒が相談できるという期間限定のものだったと思います。ずっといつでも繋がっているのなりたいと思うのですけれども、やはり今はSNSです。LINEを使ったりとか、そういうものだと話せるという児童や生徒は多いと思うのです。せっかくタブレットが1人1台割り当てられているので、例えば担任との関係があまりよくなかったりすると、担任には話せないけれども、他の誰かと繋がりたいというようなこともあるのかなと思います。51ページの下段に書かれていますが、8月17日から9月16日に実施したということで、これなどは本当にいいと思います。できれば、例えばタブレットにQRコードとかアプリなどをインストールして、繋がる事ができれば、もう少し子どもたちが相談できる窓口が増えるのかなと思います。

以上です。

吉田教育長 この辺りにつきましては担当課でも考えていることもあるかと思います。

指導課長。

小野寺指導課長 今のご質問ですが、子どもたちの家庭環境といいますか、ネット環境は異なっています。例えば家の電話がなかったり、電話はご両親の携帯で持ち出すものであったり、パソコンの有無とか、スマートフォンを所持している、所持していないという状況もありましたので、そのことを解決するために、トラブル相談ホットラインということで、1人1台のタブレットに今年度の5月にインストールをして進めているところでございます。

渡辺委員がご指摘になりましたトラブル相談ホットラインというのは、学校によって実態が異なりますので、この相談は学校の教頭先生と養護教諭が受けますとか、そのメンバーも大変重要でございますので、その辺りは学校にお任せしています。ただ、ご指摘のとおり、トラブル相談ホットラインでは自分との利害関係といいますか、関係する日々の生活に全く関係ない方へのご

相談ではないものになりますので、県や国などの相談窓口の活用も今後検討していきたいと思えます。その場合、学校の先生や関係者の方には相談しにくいというお子様の悩みも解消できるかと思えますので、その辺りは調査しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 ご意見ありがとうございました。

まず、いじめにつきましては学校で教員が子どもを観察して、何か異変を、服装とか表情とか、行動の違いで気づくこと、あるいは日々の教育活動の中でよくないことは支援、指導していくことが重要だと思います。その中で、先ほどお話がありました認知ということが非常に重要でして、教育委員会でも認知件数を上げる努力をしているところです。また、子どもにとって何でも言える雰囲気をつくることが大事ですし、なかなか担任に言えない子どもは教育相談室という場所もございますし、スクールカウンセラー等も県から配置されて、そこに相談するというのもできる現状がございます。

また、教育委員会といたしましては、相談先を記したリーフレット状のシールを子ども全員に配り、困ったときは何でもここに相談していいよと伝えるとともに、小学生は連絡帳の表紙の裏側に、中学生は生徒手帳に貼らせるようにして、周知をしているところでございます。また、市内のヒマワリ、コスモス、ミラクルといった児童館や科学館にも、困ったことを投函できるポストを設置したりですとか、あるいはSNSに特化させていただきますと、教育委員会で24時間365日のメール相談システムがございます。さらに、今指導課長から説明があったトラブル相談ホットラインは、iPad導入に伴い子どもが自分の1人1台のタブレットで、困ったことがあったらすぐSOSを発信できるものもございます。

ただ、今ご指摘がありました夏休みの期間限定のSNS相談@越谷は少し趣旨が違ひまして、これを導入した狙いとしては、夏季休業期間が終了する前後、2学期始業式前後に最も国内で子どもたちの自殺者数が多いというデータが出ておりますことから、2学期開始の前後1週間ずつの約2週間、LINEでの子どものSNS相談を別途設けているというものでございます。このLINEでの相談につきましては、当然命に関わる相談ではなくて、日頃の悩みも含まれるのですが、こちらにつきましては予算を取り専門業者に委託をしまして、子どもたちからのLINE相談に対しての対応をしています。なお、死んでしまいたいというような命にかかわる緊急性があるものがLINEで業者に送られたら、すぐ教育センターや指導課、学校というように緊急連絡体制も構築して、2週間限定で実施したものです。ちなみに、昔は1週間だったのですが、ここ数年で2週間に延ばしたところです。

なお、昨年度はこの中での相談は2件、今年度は1件です。SNS相談の@越谷については以上となります。

吉田教育長 いじめに関しては、やはり発見が難しいということがあって、今言ったように様々なチャンネルを用意したということでございます。1人1台端末を利用しての、ご指摘のことについても積極的に導入していきたいと考えています。一方で、こういう窓口をたくさん増やしたのですけれども、横文字ばかりで何を言っているかよく分からないというような話も、総合教育会議などでも話題に出たりしています。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 教育相談のパンフレットはいつでも取っていただけるように、各地区センターや教育センターをはじめ、市役所にも置き、窓口を周知しています。現在の課題としましては、例えばスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校相談員、学び総合指導員等々、誰がどういう資格を持って、何をどこに相談していいのかが分かりづらい、明確にしてほしいというご指摘もございましたので、教育センターで配っているパンフレットに、ここにはこういう人がいます、こういう相談ができますというようなことが保護者や子どもにも分かるようなものを作りました。市内全ての保護者宛てに、この後10月中に配布していきたいと思っています。今後も、分かりやすい周知に努めるとともに、困っている皆様が気軽に相談できるような体制をさらに充実させ、今後マンパワーの増員というところも課題の一つでありますので、様々な機会に相談員等の増員要望も引き続き取り組んでいく次第です。

以上です。

吉田教育長 いじめは、最悪自殺につながる非常に大きな問題であると捉えて、様々なそういうチャンネルを設け、それを分かりやすく周知するということに努めておりますので、今後ともそういった形でいろいろ様々なご指摘、ご指導いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

東委員。

東委員 だいぶ議論がいろいろな方向に行ったので、私からは意見を2点ほど。1点目は、学校間の差がとても大きいというのは、学校ごとにいじめが多い少ないというのは違うのかなと思っていまして、恐らくカウントの仕方が違うのではないかと懸念があります。そうすると、ある学校ではこれはいじめではないけれども、ある学校ではいじめになり、そういう背景もあるとしたら、やはりいじめの認知方法というか、何がいじめなのかというのを教職員でも一致させるということが必要だなと思います。

2点目ですが、いきいきアンケートとかトラブル相談ホットラインとかすごくよくやられていると思いました。いじめ対策、かなり充実して取り組まれているという様子が分かりました。タブレットを用いてSOSをすぐに発信できるということで、今回ここに挙げられていた一人の女児がアンケートでも答えられなかったのだけれども、タブレットで解決できたということで、本

当によかったなと思います。昨年6月に文部科学省の調査研究協力者会議でも出ていたのですが、こういうツールがあるよ、ここに電話できるよ、ここが相談窓口だよというだけではなくて、こーやって使えるのだよというSOSの出し方というのを教育する必要があるということが書かれていて、例えばこういうホットラインというのがありますよというのは周知だけではなくて、こーやって使えるのだよということを何らかの場面で子どもたちに一回体験させてみるという機会があると、SOSの出し方の指導になるのではないかなと感じますし、それが今後できていければ、すごく充実していくのではないのでしょうか。窓口そのものは1か所にしなくても、いじめ等は色々なところに相談ができる、その人が相談しやすいところに相談できるのが私はいいと思います。よい取り組みをされていて、とても安心しましたが、まだまだ課題もあると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

吉田教育長 ありがとうございます。

1つ目の一致をさせたらという意見につきましては、確かに同じ学校でも、いじめの認知の仕方や捉え方、これは職員の認識が異なるということがございます。そのため、その学校では何をしたかという、全部共通の捉え方をして、同じように、どのように子どもたちに話したらいいのか、原稿も作って試してみたところ、認知件数が一気に増えたということがございました。生徒指導担当でもそれを捉えて、そういったよい方法を広めようということで、生徒指導担当者会議等で周知をしたり、あるいは自分と違う学校で、認知の件数が増えている学校と増えていない学校とを組み合わせお互いに話し合いをさせて、どういう取り組みをしているのかということを理解させた上で、学校に帰って取り組みをしていただく。教育委員会からは、校長会には私から、こういう形で今生徒指導担当者会議では話が進んでいるから、校長先生方にもぜひ後押しをしてくださいというようなお願いをしたりしております。これは引き続きご指摘もありましたので、続けていきたいと考えております。

また、SOSの出し方の教育につきましては、まさにご指摘のとおりであり、このことにつきましては若干不足している部分もあったかもしれませんので、これを再度強化していただければと思います。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

吉田教育長 十分意見が出されたかと思うので、以上を踏まえて進めてください。

他に委員の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、10月27日木曜日になりますが、午後3

時30分から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時35分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

書 記

教育総務課調整幹

濱 田 尊 則